



# NEWS LETTER



NO

61

発行者 適格消費者団体 特定非営利活動法人 消費者ネットおかやま  
〒700-0026 岡山市北区奉還町1-7-7 オルガ5階  
TEL: 086-230-1316 FAX: 086-230-6880  
ホームページ: <http://okayama-con.net> Eメール: [npo-syohinet-okayama@sunny.ocn.ne.jp](mailto:npo-syohinet-okayama@sunny.ocn.ne.jp)



2022年12月発行

## インシップ広告表示差止請求訴訟 9月20日判決 一審 請求棄却

### 10月3日 広島高等裁判所 岡山支部に控訴状を提出しました



2020年2月19日 健康食品販売事業者 株式会社インシップ 栄養補助食品ノコギリヤシエキス新聞広告の差止を求めて岡山地方裁判所に訴状を提出しました。新聞広告が「中高年のスッキリしない悩みに、「夜中に何度も…」「最近時間が…」「外出が不安」夜にパジャマを着た男性がドアを開けるイラストと「何度もソワソワ…」、電車の中で吊革につかまり体を震わせる男性のイラストと「早く降りたくて…ソワソワ…」の広告表示に、頻尿改善に効果効能があるような表現やイラストが使われており、景品表示法5条1号の優良誤認表示にあたると思っています。

国立研究開発法人医薬基盤・健康栄養研究所の「健康食品」の素材情報データベースでは、ノコギリヤシは「前立腺肥大症に対して効果がないことが示唆されており、その他の有効性においても信頼できる十分な情報が見当たらない」とされています。



優良誤認表示とは、一般消費者に対して、社会一般に許容される誇張の程度を超えて、商品・サービスの内容が、実際のもの等よりも著しく優良であると示す表示であることから、このような表示が行われれば、一般消費者は、商品・サービスの内容について誤認することになる。なお、「著しく優良であると示す」表示か否かの判断に当たっては、(中略)表示内容全体から一般消費者が受ける印象・認識が基準となる。(消費者庁「不実証公告規制に対する指針」より)

その後15回の裁判期日を経て、2022年9月20日に一審判決が言い渡されました。残念ながら、当方の主張は認められず、「表現が曖昧だから・効果を謳う論文もあるから」との理由付けで敗訴となりました。

※ 判決文はこちら⇒ [消費者ネットおかやまHP](#)

一審判決に対して、当団体は10月3日広島高裁岡山支部に控訴状を提出しました。1月26日10:30~控訴審の予定です。

提訴に至るまで2019年7月に申入れを2回、11月に消費者契約法41条1項に基づく事前契約書を送付しましたがインシップ側は交渉に応じず、いずれも受取拒否で返却を受けています。インシップは誠実に対応したとHPで主張しています。消費者ネットおかやまは消費者の誤認を誘う広告を無くし、適正な広告で商品の購入検討ができる消費市場を実現したいと願っています。一石を投じられるように、控訴審に取り組みます。



サイト: [日本流通産業新聞](#)

# 11/1～22 消費生活マイスター講座基礎コース、 11/29・12/6 レベルアップコースの運営をしました。



岡山市委託事業の岡山市消費者教育担い手育成講座を、11月1日からランチ岡山北長瀬内ハッシュタグ岡山で実施しました。基礎コース4日間、レベルアップコース2日間、会場参加だけでなくオンライン受講、オンライン講師を含んだハイブリッド方式で行いました。それぞれ基礎コース31名、レベルアップコース21名の参加で無事に終了しました。

エシカル消費、不動産売買取引の注意点の講座が新たに基礎コースに加わり、国民生活センターから、消費生活相談員資格の受験案内などの紹介がありました。ご協力いただいた会員の皆さま、岡山市消費生活センターの皆さま、ありがとうございました。

## 岡山县委託事業 2022年度「見守り力アップ講座」開催中

今年度の「見守り力アップ講座」では、県内の消費者被害状況や最近の消費者トラブル事例、地域見守りにについてお話し、とても分かりやすいと好評です。すでに14会場315人が受講しています。

開催日時	会場	主催団体	主な参加者	参加人数	講師
9/9(金) 10時～	西粟倉村 あわくら会館	西粟倉村社協	民生委員・地域ボランティア等	18人	佐藤素子 消費者啓発セミナー講師
			<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県内の消費者相談状況、トラブル事例、ネットワークによる見守りの必要性を講義するとともに、「あなたならどう助言しますか？」とグループでケーススタディを行いながらイメージしやすく進めた。参加者にも発言してもらいながら、トラブル時の声かけ等を学ぶことができた。</li> <li>○ 感想等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相談につなぐことが大事で、日々の気づき、声かけを行いたい。</li> <li>・ 相談を受けたときの対処法を知ることができた。自身の生活の反省点を考えさせられた。</li> </ul> </li> </ul>		
10/27(木) 13時30分～	備前市市民センター	備前市消費生活問題研究協議会	会員(地域の方々)	42人	大賀宗夫 司法書士
			<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 最近の消費者トラブルに関心がある、と開催。具体的な消費者被害事例や法改正、クーリングオフ、見守りのポイント「気づき・声かけ・つなぐ」を説明し、「自身も被害にあわないよう、ためになった」「積極的に周りへ伝えていきたい」等、好評だった。</li> <li>○ 感想等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 見守り活動には、平素からあいさつしたり人間関係をよくしておくことが大切。</li> <li>・ せちがらい世の中だから悪徳業者が多くなっているのでしょうか。知識を身につけないといけないと思いました。</li> <li>・ 具体例やクイズもあり、よく分かってよい時間がもてました。</li> </ul> </li> </ul>		

## 2022年度 主な差止請求・申入れ・照会活動

※消契法=消費者契約法、景表法=不当景品類及び不当表示防止法、特商法=特定商取引法 の略です。

事業者名、時期	申入れ、差止め等の内容	経過・結果
(株)メディビューティ LACOCO 2020/4/8～	脱毛ビューティサロン全国展開事業者。「月額3000円(初回0円)まるっと全身脱毛を6ヶ月で」のHP広告を見て来店したところ3300円36回払い総額118800円の説明を受けたと情報提供を得て、表示根拠資料の提供を求め質問書を送付。さらに申入書を送付、改善検討中で回答期限延長希望の連絡がありました。	4/20 現在回答なし 事業者回答待ち 継続中
県内 結婚式場 S社 2019/07/11～	結婚式場のキャンセル料について、式当日まで1年以上あるのに10万円の解約金を請求されたと情報提供があった事例について、消費者契約法9条1号平均的損害を超える疑いがあり、交渉中。質問書3を発送、2021/3/29に回答が届き、対応検討中。	事業者回答待ち 継続中
県内 置き薬訪問販売 事業者 K社 2022/1/12～ 2022/6/13	高齢者宅を訪問し、強引に高額な置き薬や石鹸を置いて帰る訪問販売事業者について2021年9月に情報提供があった。1/19と3/10に申し入れを行い、改善回答が届いたが、3月から4月に複数の同様行為が続いているとの通報があったため、6/9再度申し入れし、6/13に再度改善するとの回答がありました。	一旦申入れ終了。 継続監視中。
健康美人研究所(株) 2021/6/10～	ネット販売シャンプー広告表示について、①販売実態のない価格を比較して表示をすることは有利誤認表示に該当する。②解約方法が消費者に分かりづらく特商法に反する。③メールでの解約時に身分証の提示が必要とするのは、消契法8条の2に反すると申入書を送付しました。電話オペレーター増員、問い合わせフォームでの対応など、消費者対応人員強化など、いくつかの改善は見られたが、回数縛りなしとしながら、2回目以降解約の場合は9800円を要求するなどして、定期購入の適正表示。アフリエイト広告の管理などの改善を求めています。9/15申入書(4)に対し、10/12回答書が届き、事実調査を行っています。	事業者メール回答あり、対応検討中。
ADW 株式会社(Web サイト KADODE) 2022/3/30～	不用品回収サービス事業者 <a href="https://kado-de.jp/">https://kado-de.jp/</a> を運営へ、インターネットの広告画面が景表法・消契法・特商法へ違反している疑いがあり、3/30申入書を送付しています。	事業者回答待ち 継続中
鳥取瓦斯産業 (株)2021/8/5～	LPガス供給契約書の違約金条項が消費者に一方向的に不利益な内容があるとの情報提供が消費者から寄せられ、書面開示依頼を行いました。2021年8月26日に提供された書面を検討し、2022年6月9日に消契法10条違反の内容の改善を求め、申入書を送付しました。 事業者から7月12日に「連絡書」が届き、契約書の入手元の開示を求め、ライバル会社の利益のために当ネットが活動を行っているとの疑問視した内容でした。情報の入手元は開示できないこと等の連絡文を準備しています。	連絡文準備中 継続中
イースプラント 2022/10/24～	ネット接続通信環境提供サービス事業者。電話勧誘で訪問を受けた。料金が安くなると言われたが安くならず解約したところ、違約金の請求を受けた。平均的損害を超えてる可能性で申入書送付	事業者回答待ち 継続中

## 河田理事長の私的消費者問題史 (11)

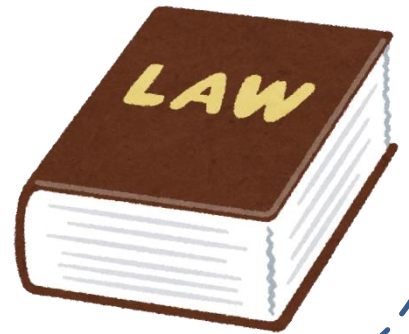
### 消費者契約法と「靈感」

弁護士 河田 英正

民法は人と人（法人を含む）との契約関係全てを対象としている法律です。そのなかから、事業者と消費者との契約を対象とした法律が消費者契約法です。消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差に鑑みて、民法の特別法として平成 12 年 5 月に制定された法律です。

この法律は、不実告知、断定的判断の提供、不利益事実の不告知など不当な勧誘による契約を取り消しうるものとなりました。また、事業者の損害賠償責任を免除する条項、消費者の支払う損害賠償額の予定を定めた条項などを無効としました。この違法な契約を消費者に代わって是正を求める訴訟などの活動ができるのが適格消費者団体です。平成 28 年改正では過量契約の取消、消費者の解除権放棄の条項を無効とする規定が追加されるなどの改正がなされました。この時の改正で特筆すべきことは、靈感商法を取り消しうるべきものとして規定し、「靈感」という概念が法令用語として初めて登場したことです。靈感商法被害から消費者を守らなければならないという社会背景のなかから生まれたものと言えます。靈感商法被害事件に取り組んできていた弁護士にとっては朗報でした。

しかし、この条文に根拠をおいての裁判例は皆無のようです。旧統一協会問題で明らかになった献金などの寄付は契約によるものではないので消費者契約法の適用外であるとも判断されます。また、靈感商法の行われる経過のなかで「マインドコントロール」の内にある者の行為は、容易にその被害に消費者自身も気がつかないことが多いと言えます。そこで、旧統一協会の被害回復と予防のために論議がなされている現国会では、家族の生活を破壊してしまうような過剰な献金をどのようにして制限していくか、新しい立法が検討されています。また、消費者契約法ではマインドコントロール下にある人の取消権の時効を現 5 年から 10 年とし、被害に気がついてから 1 年以内の取消権の行使を 5 年以内(最終 3 年に決定)に延長して、その取消権の行使をしやすくするなどの立法が検討されています。



※改正消費者契約法は、12 月 10 日に成立し、2023 年年 1 月 5 日に施行されます。

### ◆差止請求訴訟の経過について◆

相手方 事業者	差止請求訴訟の内容	経過
株式会社 GRACE	インターネット健康食品販売事業者の定期購入契約案内で、「定期コースのご解約はいつでも可能です」としながら電話がつかないか繋がりにくく連絡が取れない状態が多数生じています。消費者契約法、景品表示法に違反していると、契約解除条項使用等の差止訴訟を岡山地方裁判所に提訴しました。相手方が問題表示の HP の削除を行ったので 6/3 訴えを取下げました。 一方、2 年以上前の支払済み商品代金を、委託弁護士事務所から消費者に請求をしている件について追加訴訟を 3/31 に提起しました。	2021 年 7 月 30 日提訴 4 回期日経過後 2022 年 6 月 3 日訴え取下げ  2022 年 3 月 31 日追加訴訟提訴 4 回期日経過 次回 2023 年 1 月 31 日予定